

計画作成年度

令和3年度

特定間伐等促進計画

〔計画期間〕

自 令和3年4月1日

至 令和13年3月31日

〔連絡先〕

担当部署 根室市水産経済部農林課

所在地 根室市常盤町2丁目27番地

電話番号 0153-23-6111

FAX番号 0153-24-8692

メールアドレス suk_nourin@city.nemuro.hokkaido.jp

計画策定日 令和3年7月1日

計画変更日 令和4年9月22日

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本根室市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で470ha（年平均47ha（市有林9ha、私有林等38ha：「ふるさとの山づくり総合計画」計画量抜粋））の間伐を行うことを目標とするとともに、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

北海道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本根室市の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1/50,000地勢図相当又は1/5,000森林計画図の図面に図示する。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項
- (2) その他間伐及び造林に関する事項
- (3) 作業路網に関する事項
- (4) その他施設に関する事項
- (5) 事業実施箇所に関する事項

別紙のとおり

(国土地理院1/50,000)地勢図相当の図面又は1/5,000森林計画図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示（緑で囲む）した上で
- ・ 事業実施箇所を図示（間伐…茶色、造林…赤色、作業路網等…青色など）
- ・ 対図番号又は林小班名を表示（注：困難な場合は省略可）

4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
- (2) その他間伐及び造林
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

5 特定植栽促進区域

北海道の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、根室市における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

注) 2の図面に併せて図示すること。

6 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類

北海道において指定される特定苗木はクリーンラーチに限られるため、根室市における特定苗木の種類についても同様とする。

- (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めるものとする。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

根室市内の森林経営計画認定率（面積比）は48.1%となっており、認定率の向上（計画面積の積み上げ）と実行監理の観点から、市内の森林資源について現状を的確に把握することが求められている。

また、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域関係者との連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるほか、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある者への森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化施業の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

林地台帳、森林 GIS 等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。また、収集した森林情報等を活用し、林業事業者や森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成するなど、森林所有者等の意見の集約に努め、合意形成等の推進に努める。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、北海道が策定した「路網・作業システム整備方針」（平成 25 年 3 月作成）を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進について検討する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や森林施業の事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減を図るため、植栽本数の低減やコンテナ苗の普及・定着など、造林・保育の低コスト化の推進について検討する。

また、コンテナ苗木の植栽試験を実施し、本根室市の機構や土壌条件での成長を観察し、造林時期を選ばないことや、初期成長が早いといったコンテナ苗のメリットを生かした造林技術の確立を目指すほか、林業事業者や森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等と適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成に努め、普及・定着を図る。

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、根室市地域材利用推進方針に基づき、公共建築物及び公共施設に係る工作物や住宅・民間施設における地域材の利用、木質バイオマスの利用の推進など、幅広い取組みを通じて間伐材の利用の推進に努める。

また、川上から川下等の関係者が集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業者においては、受入工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

11 人材の育成・確保等

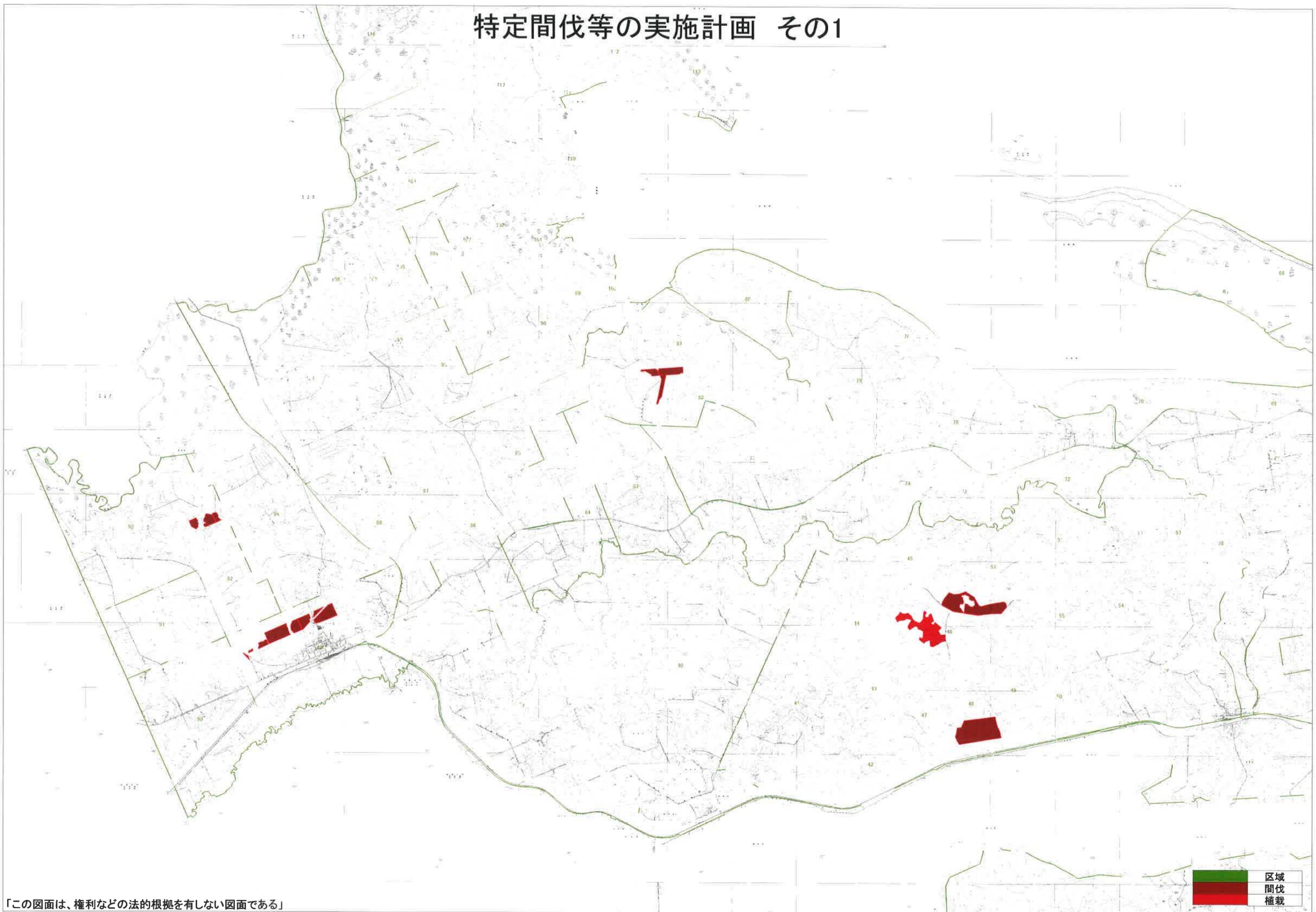
(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術研修等による新規就業者の確保に努めるとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門知識を有する現場技術者や、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努める。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

北海道林業事業者登録制度を活用した、適切な森林施業や労働安全衛生管理に取組む経営感覚に優れた健全な林業事業者の育成に努める。

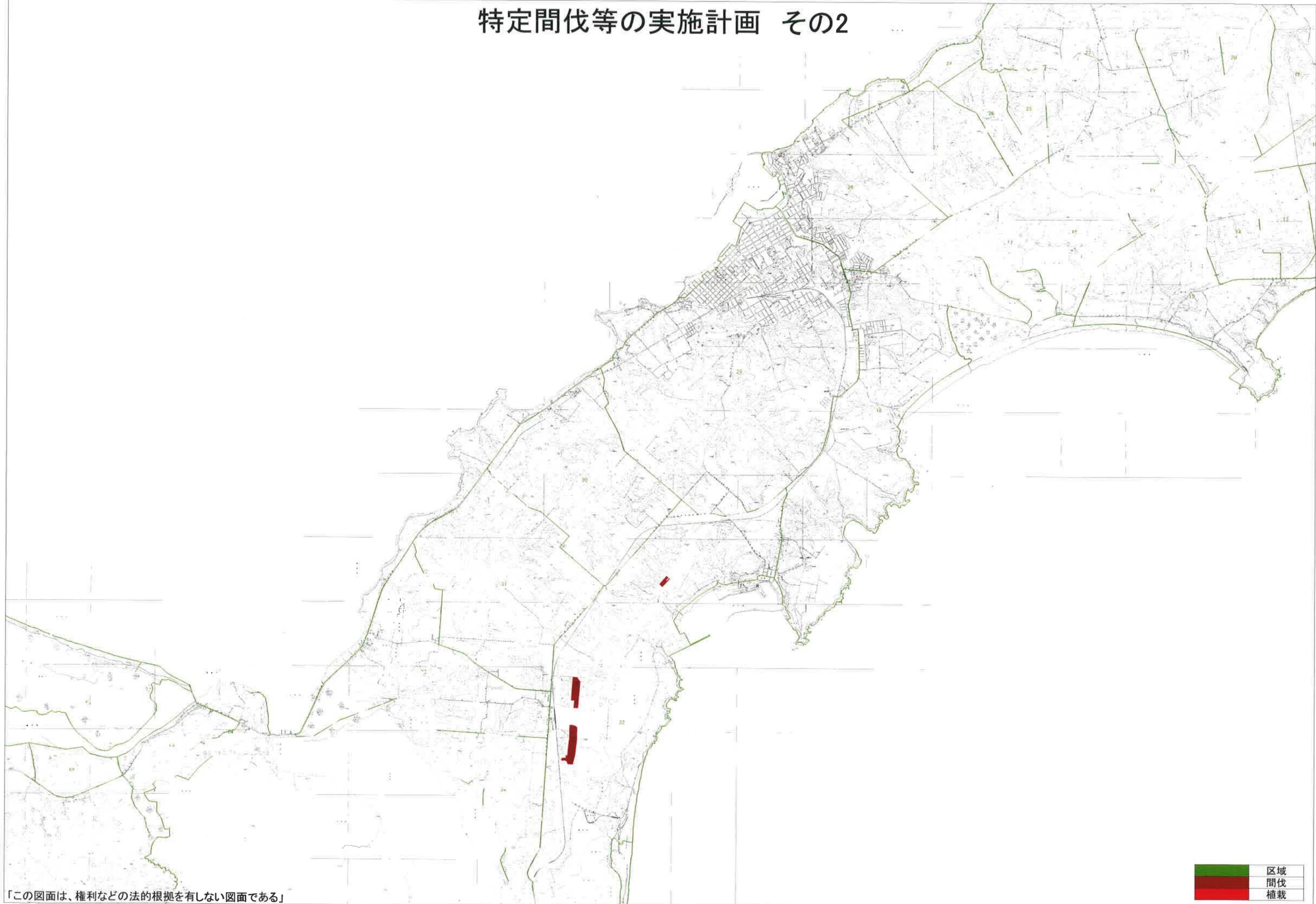
特定間伐等の実施計画 その1



	区域
	間伐 植栽

「この図面は、権利などの法的根拠を有しない図面である」

特定間伐等の実施計画 その2



「この図面は、権利などの法的根拠を有しない図面である」

区域
間伐
植栽

